

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 特定社会基盤事業として定めることができる事業の追加

特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加すること。

(第五十条第一項関係)

第二 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二項関係)